

公立病院経営強化プランの策定について

1 経緯

市民病院及び浪岡病院では、国のガイドラインに基づき、これまで数回に渡って経営改善計画を策定しており、直近では平成29年度に計画期間を平成28年度から令和2年度までとする「公立病院改革プラン」を策定し、計画に基づき様々な取組を実施してきた。

新たなプランについては、国のガイドラインを踏まえ策定することとしており、令和4年3月に総務省から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が公表され、本ガイドラインを踏まえた、公立病院の経営強化に取り組むよう要請があったことから令和5年度末までに新たなプランを策定するもの。

2 公立病院経営強化ガイドライン（R4.3月）の概要

第1 公立病院の経営強化の必要性

○公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。

○また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。

○今後、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。

○持続可能な地域医療体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

策定時期	令和4年度又は令和5年度中に策定
計画期間	策定年度又はその次年度から令和9年度までを標準
記載内容	持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、 <u>必要な経営強化の取組を記載</u>

第3 都道府県の役割・責任の強化

都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

企画・財政担当や医療政策担当部など関係部局が連携して策定。策定段階から議会、住民に適切に説明。

第5 財政措置

機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。

○ガイドラインで示されたプランの内容

(1) 役割・機能強化の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し連携を強化。

特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・医師看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標

総務省ガイドラインでは、令和9年度までに黒字化（経常収支比率100%以上）する数値目標を定めるべきとされている。

3 策定スケジュール（予定）

- 1 1 月中 11/17 市病院運営審議会においてプラン策定に係る説明
11/21 青森県地域医療構想調整会議において役割・機能及び医療連携の考え方等について協議
- 1 2 月中 上記会議の状況等を踏まえたプラン内容の修正・調整
- 1 月中旬 民生環境常任委員会へプラン素案を報告（パブリックコメントの実施）
※パブコメ実施期間は2月中を予定
- 3 月下旬 プラン策定、県へ提出
- 4 月中旬 民生環境常任委員会へ策定報告